

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 27 年 6 月 5 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 27 年 12 月 16 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 28 年 1 月 26 日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
子ども家庭課	<p>（鶴岡乳児院における備品の照合確認実施状況）</p> <p>平成 25 年度と平成 26 年度の備品の照合確認結果を比較すると、その間、処分した備品がないにもかかわらず、平成 26 年度の照合確認時に現物が確認できなかった備品について、平成 25 年度の照合確認結果では確認印があるものが 9 件、備品の特定が不明なものが 2 件、発見された。照合確認の際は、確実に備品現品と備品台帳とを照合しなければならない。</p>	<p>現物との照合確認を確実にを行うため、複数職員で実施し、特定不明となった備品については、特定したうえで写真を撮り、管理台帳に添付し管理することとした。</p>
子ども家庭課	<p>（鶴岡乳児院における備品台帳の修正）</p> <p>備品現物は過年度に処分したものの、備品台帳が修正されていない事案が確認された。過年度に処分した可能性があるとのことであり、規程等に従い、不整合調査報告のうえ台帳の修正等を行うべきである。</p>	<p>平成 27 年 8 月に、備品台帳の照合を行い、過年度に処分したと思われる備品については、不用処分の決定を行った。</p>
子ども家庭課	<p>（鶴岡乳児院における備品標示票の貼付）</p> <p>備品標示票の貼付がない備品が確認された。規程等に基づき備品標示票の貼付が必要である。屋外にあり、備品標示票が剥がれる可能性があるならば、備品台帳の仕様書添付欄に備品の写真データを添付する等、適正な管理ができるよう対応すべきである。</p>	<p>平成 27 年 8 月に、当該備品には確実に備品標示票を貼付した。貼付ができない備品については、特定できるよう写真を撮り、管理台帳に添付し管理することとした。</p>